

吉野川市情報公開審査会情答申第 1 号

第 1 審査会の結論

実施機関が審査請求人から提出された行政文書公開請求書を受付せず、返却した公開請求の拒否処分（以下「本件処分」という。）については、審査庁は本件処分を取り消し、実施機関は改めて行政文書公開請求書を受理し、吉野川市情報公開条例（平成 16 年吉野川市条例 10 号。以下「条例」という。）等関係法令に則り公開請求に対する決定等を行うべきである。

第 2 審査請求及び諮問の経緯

1 行政文書公開請求

審査請求人は、令和 8 年 2 月 13 日付けで条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、吉野川市長に対して下記の文書について公開請求を行った。

件名：「添付資料に記載した工事の工事設計書を作成するために使用された見積の依頼書、提出された見積書及び見積書を整理した資料を各一式請求します（詳細は別紙のとおり）」とし、令和 6 年度に実施された 10 件の工事入札結果表及び請求する行政文書の名称や情報の内容等（詳細）を添付

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求に対し令和 8 年 2 月 26 日付けで審査請求人に対し実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するものに該当しないと通知に付し、請求書を受理せずに返却した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 8 年 3 月 5 日付け審査請求書により、吉野川市長に対し、本件処分を不服として審査請求を行った。

4 諮問

審査庁は、令和 8 年 3 月 31 日付けで吉野川市情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対し、当該審査請求について諮問を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消し、改めて行政文書公開請求書を受理し、請求された行政文書の一部を部分公開とする処分とする」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び追加意見書における審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、実施機関が行う工事発注契約業務が適正に執行されていることを確認することを目的とし、条例第 5 条の規定による公開請求権を有していないため、令和 7 年 8 月 29 日付けで情報提供申出書により請求したが、拒否された。

このことにより、審査請求人は、条例第 5 条第 2 項の規定により情報公開の利害関係者であり実施機関が行う事務事業に利害関係を有する市民であるとし、行政文書公開請求書による請求を行ったところ、本件処分を受けた。

審査請求人は、本件処分は吉野川市行政手続条例（平成 16 年吉野川市条例第 14 号。以下「行政手続条例」という。）第 8 条第 1 項に定める「不利益な対応をする場合における理由を示す義務」及び同条例第 5 条に定める「審査基準」を定めそれを公にすることへの義務付けに違反、更に行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第 1 項に定める「不服申立てをすべき行政庁等の教示」にも違反しており、手続き上問題がある。

また、実施機関の「利害関係を有するもの」の解釈は極めて狭く、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。）の理念及び条例の目的に照らせば、内容面でも大きな問題を含んでいる。

以上の理由から、本件処分を取り消し、改めて行政文書公開請求書を受理し、請求された行政文書の一部を部分公開するよう求める。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、条例第 5 条に公開請求権が定められており、審査請求人が行政文書公開請求書の提出により請求するものの区分において条例第 5 条第 2 項の実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものとし、利害関係の内容が法律第 1 条でいうところの国民及び徳島県情報公開条例第 1 条でいうところの県民であって、条例第 1 条でいうところの市民とされていた。条例第 5 条第 2 項は、実施機関の事務事業により自己の権利、利益に直接影響を受け、又は受ける恐れのある個人または法人その他の団体と解釈する。また、条例第 1 条でいうところの市民であるとの主張については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第 10 条の規定から本市市民とは考えられないことから本件処分とした。

審査請求人から提出された行政文書公開請求書を受付せず返却した処分については、再度検討した結果、行政文書公開請求書の受付を行い決定通知等での処分をすべきであった。

第 5 審査会の調査審議の経過

本件事案に係る当審査会の調査審議経過等は、次のとおりである。

令和 8 年 3 月 31 日 諮問の受理

令和 8 年 4 月 2 日 実施機関説明書の受理

令和 8 年 4 月 20 日 審議

令和 8 年 5 月 18 日 審査請求人意見書の受理

令和 8 年 5 月 22 日 審査請求人追加意見書の受理

令和 8 年 7 月 31 日 審議

第 6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分について

本件事案は、審査請求人の情報公開請求（工事設計書を作成するために使用された見積の依頼書、提出された見積書及び見積書を整理した資料を各一式）につき実施機関が行政文書公開請求書を受け付けず、条例第 5 条第 2 項の規定に基づく実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するものに該当しないと、条例第 7 条に規定される公開請求の拒否により行政文書公開請求書を返送したことによる行政処分について、処分を取り消し、改めて行政文書公開請求を受理し、請求された行政文書の一部を部分公開とする処分を求めている。

2 理由の提示及び審査請求等ができる旨の教示について

本件事案のような行政処分を行うのであれば、行政手続条例第 8 条による理由の提示等が必要となる。また、行政不服審査法に基づき、当該行政処分に対して審査請求等ができる旨等の教示も必要となるが、本件事案では、請求する者の区分について条例第 5 条第 2 項の文言「実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの」に該当されないと記載するのみであり、審査請求等ができる旨の教示はされていない。

後者の審査請求等ができる旨の教示がされていないことの違法性のみでは、行政処分の取消事由にはあたらないが、前者の記載のみで理由の提示等がされたといえるかが問題である。

理由提示は、当該処分の根拠法令の規定内容、処分基準の存否・内容・公表の有無、処分の性質、原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定されるべきとされている（最高裁平成 23 年 6 月 7 日等）。また、本件事案で記載したように条文の文言のみを示した場合には、それによって当該既定の適用の原因となった具体的な事実関係をも当然に知りうるような例外の場合を除いては、法の要求する提示として十分でないとされている（最高裁昭和 49 年 4 月 25 日等）。

また、令和 8 年 4 月 2 日付け理由説明書に記載された「実施機関の事務事業による自己の権利、利益に直接影響を受け、または受ける恐れのある個人または法人その他団体をいうと解釈する。」という部分も本件処分時には記載されておらず、この理由説明書の記載をもって、本件処分時に理由が付されていなかったことを補完できるかについては、最高裁が不服審査時点の理由の補充につき、そのことで手続の瑕疵を治癒することを否定しており（最高裁平成 4 年 12 月 10 日等）、理由の付記が処分それ自体の慎重、合理性を担保するものである以上、それは処分時の、適切な理由付記によってのみ可能であり、処分後の治癒は認められないというべきである。

以上、本件処分については、行政手続条例第 8 条に違反し違法であって、審査庁は、本件処分を取消し、また、実施機関は、情報公開請求に対して、改めて瑕疵のない理由を付した上、公開請求に対する決定等をすべきである。

3 結論

以上のことから、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。